# 自殺総合対策会議令 （平成十八年政令第三百四十四号）

#### 第一条（会長）

会長は、会務を総理する。

##### ２

会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第二条（庶務）

自殺総合対策会議の庶務は、厚生労働省社会・援護局総務課において処理する。

#### 第三条（雑則）

前二条に定めるもののほか、議事の手続その他自殺総合対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が自殺総合対策会議に諮って定める。

# 附　則

##### １

この政令は、自殺対策基本法の施行の日（平成十八年十月二十八日）から施行する。

# 附則（平成二八年三月三一日政令第一〇三号）

##### １

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二九年三月三一日政令第七六号）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。